○内閣府令第九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（職員） **第三十八条**　［略］ ２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～三　略］ 三の二　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 四　［略］ 四の二　次のいずれかに該当する者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したものイ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 ニ　外国の大学を卒業した者 ［五・六　略］	（職員） **第三十八条**　［同上］ ２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］ ［号を加える。］ ［五・六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（職員） **第十条**　［略］ ２　［略］	（職員） **第十条**　［同上］ ２　［同上］

3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

［一・二　略］

二の二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八第一項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

三　［略］

三の二　次のいずれかに該当する者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したものイ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

ニ　外国の大学を卒業した者

［四～十　略］

［4・5　略］

3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

［号を加える。］

［四～十　同上］

［4・5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は公布の日から施行する。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第一項第二号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。

第三十三条第三項中「除く」の下に「。第九十八条において同じ」を加える。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号の二中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。